

電子署名普及に向けて

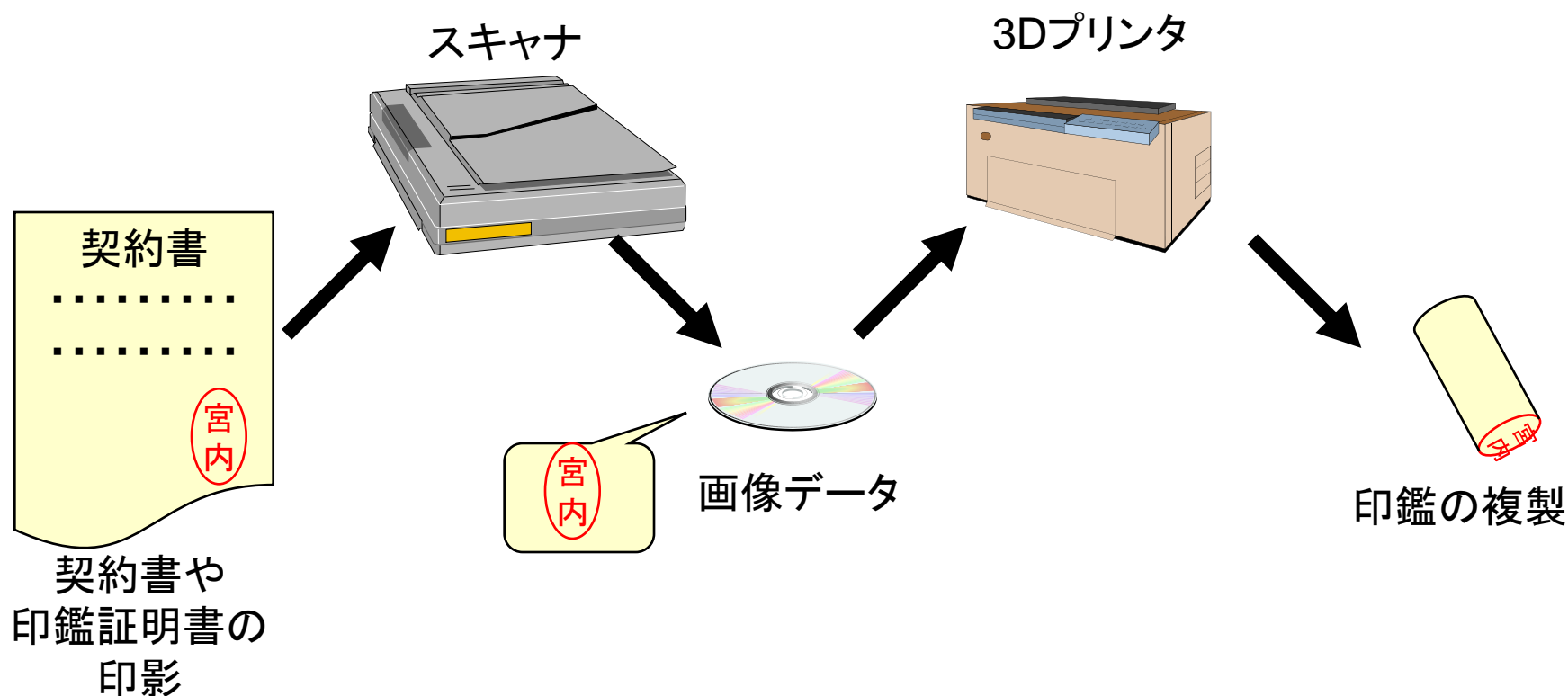
2014年3月13日

宮内宏法律事務所

弁護士 宮内 宏

問題意識①：印鑑の危殆化

- 3Dプリンタにより，印影から印鑑を生成できる時代になった。
→ 印鑑の制度は，危殆化したと言ってよい。電子署名を用いるべき時代に入った。



問題意識②: ビジネスにおけるアイデンティティ

Identity	識別子	識別方法	押印・署名の基盤
①住民票記載の自然人	四情報 マイナンバー	住民票の写し等 公的証明書(免許証等) 個人番号カード	印鑑証明制度 JPKI 特定認証業務
②士業等の名簿記載者	事務所・氏名 登録番号	士業団体発行の身分 証明書 士業名簿の閲覧・検索	士業団体への印鑑登録 士業団体発行の証明書(紙・電子)
③組織内の役職者等	社員番号 所属・役職・ 氏名	社員証 名刺 登記(代取等)	商業登記による実印・ 電子証明書(代表者・ 支配人のみ) いわゆる役職印?

電子署名法の対象は、①と②の一部のみ。③は全くの対象外。

電子署名法における属性の扱い

- 電子署名法施行規則6条8号は、氏名・住所・生年月日以外の属性を記載するときは、認定対象だと誤らないように措置せよ、としている。
 - つまり、所属や役職を書いても、それらは認定対象外なので、「認定された確実な記載」と誤認されないようにせよ、ということ。

電子署名法施行規則

第六条 法第六条第一項第三の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

(一から七 略)

八 電子証明書に利用者の役職名その他の利用者の属性(利用者の氏名、住所及び生年月日を除く。)を記録する場合においては、利用者その他の者が当該属性についての証明を認定認証業務に係るものであると誤認することを防止するための適切な措置を講じていること。

(九以下 略)

いわゆる役職印の取扱い (役職印の電子化)

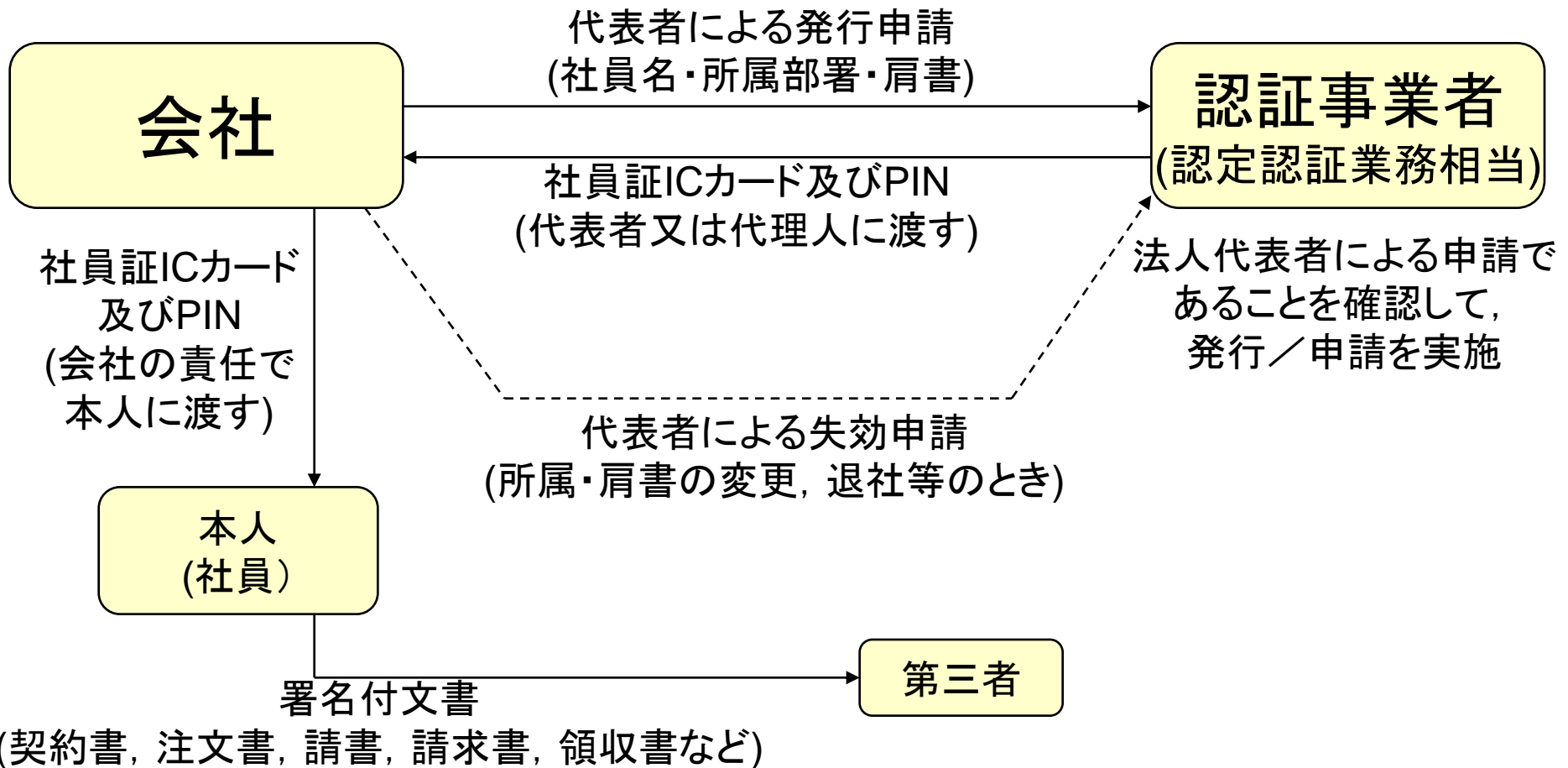
- 代表社印, 支配人印は, 商業登記制度において登録することができる。電子的な証明書の発行も受けられる。
- 営業担当取締役の印, 営業本部長の印のような役職印で発注, 契約等を行っている例が見られる。これらの契約は, 商業使用人の包括的代理権(商法25条, 会社法14条)により有効となりうる(その適用条件等については, 後述する)。
- 役職印に代わる電子証明書の発行を行うとする場合の, 所属・役職の証明方法や, 責任分界について検討。
 - ※ 属性一般を扱うのではなく, 組織内の所属・役職に相当する属性だけを扱うことにより, 複雑な問題を避ける。

法人の署名

- EU規則案にはe-Seal(電子シール)が記載されている。これは、法人の署名(法人代表者の署名ではない)を実現するもの。
- 本来、法人は署名できないはず(法人には手がないから)。署名できるのは、法人を代表・代理する自然人である。わが国では押印についても、同様に考えられてきた。
- 理屈としては、機関決定された事項について、法人の印鑑を(しかるべき人が)押したり、電子署名することは可能なはずだが・・・。
 - 実際、自動車運転免許証には、「××県公安委員会印」なる押印らしき画像がある。ただし、これは公文書のケース。
 - 印鑑・署名鍵の管理はきちんとしているのか、その印影・署名があれば、機関決定がなされたものと第三者が信じてもやむを得ないといえるのか、などの疑問あり。
 - 従来、商習慣になじむだろうか。
- しかるべき役職者の押印・署名を中心に検討するのが良さそう。

ありうる考え方

- 会社の責任でカードの発行を受け、会社の責任で本人に渡す。さらに、会社の責任で、失効させる。



社員の意思表示による会社の責任

■ 会社が認めた所属部署・肩書により、社員が第三者に対して意思表示を行った場合、以下の3つの場合に会社の責任が認められる。

● 有権代理(包括的代理権＝商法25条, 会社法14条)

- ◆ 会社が代理権を与えた場合には、その範囲内の意思表示は会社を代理しておこなったものとされる。(権利義務が会社に帰属)
- ◆ 代理権に加えた制限は善意の第三者に対抗できない(上記各条2項)。

● 表見代理(民法109条, 110条)

- ◆ 実際には代理権が与えられていないが、代理権がありそうに見える場合に、一定の条件のもとで、代理権がある場合と同様に扱われる。
 - ◆ 代理権授与の表示による表見代理(民法109条)
 - ◆ 代理権がありそうな肩書きの表示を許可した場合など
 - ◆ 権限外の行為の表見代理(民法110条)
 - ◆ ある一定の権限のある代理人が、権限外の行為をした場合で、相手方が権限があると信ずべき正当な理由がある場合。

社員の意思表示による会社の責任(続き)

● 使用者責任(民法715条)

- ◆ ある事業のために他人を使用するものは、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。
 - ◆ 事業の執行は、広く認められている。
 - ◆ 監督義務の履行により免責されることになっているが、ほとんど認められない。
- ※ 契約責任ではなく、不法行為責任であることに注意(損害賠償は請求できるが、契約の履行は求められない)

※ 注意

- これらの責任は契約等の意思表示を念頭においている。
- 通知書や請求書のような事実上の通知では、厳密に権限を確認しなくてもよさそう。
 - ◆ サーバ署名やコード署名、ことによるとe-Sealも、同様な位置づけが可能ではないだろうか。

会社への責任の帰属

- 当事者たる社員に権限があれば会社に責任が帰属する(有権代理)し、権限があると考えてもやむを得ない状況であれば(代理権の制限or無権代理), 会社に責任が帰属する。
- Relying Partyは, どうやって, 権限の有無を確認するか。
- 電子証明書 of OU等に権限を書く方法?
 - 権限を過不足なく書けるか?
 - そもそもrelying partyがOUを見るか。見ないと過失があるといえるか?
- 権限をディレクトリーに書く方法
 - 全ての権限を公開する会社は少なそう。
 - ◆ 適切にアクセス制御できるか。制御のコストは?
 - Relying partyが見るかどうか。

色々問題はあり, 決めなければならない点も多いが...

★ 現状の, 役職印や名刺+三文判よりも安全性が高いことは間違いない。

どうやって実現？

■ 特定認証業務相当で、どんどん使って普及させてしまおう？

- 利用者を説得できるか。
- 紛争時の証明が煩雑にならないか。

■ 電子署名法の改正？

- かなりの時間がかかりそう
- 印鑑証明書の延長という考え方を打破しないといけない(証明されるIdentityの違い)

※ 認定認証業務を維持・拡大していくためには、組織内個人の証明などの領域を広げる必要があるのではないか。